

個別公共事業事後評価調書 (事後評価)

担当部課名 都市整備部市街地整備課

事業名	浜松都市計画事業 浜松市船明土地区画整理事業								
地区名	船明地区	市町村名	浜松市						
事業概要	【事業目的及び主な事業内容】 (1) 事業目的 本地区は天竜区の中心市街地と近接しているにもかかわらず、慢性的な湛水地域であるため都市的土地利用が成されていない。そのため本事業は、慢性的排水不良を解消し、都市的土地利用が図れるよう、道路、公園、水路等の生活基盤施設を整備し、健全な市街地を造成し宅地の利用増進を図ることを目的とする。 (2) 主な事業内容 ・ 施行面積：43.5ha ・ 平均減歩率：35.37% (公共減歩率 20.45%、保留地減歩率 14.92%) ・ 公共施設整備 (主な都市施設) 道路：阿蔵船明線 (805m) 船明東線 (906m) 船明西線 (762m) 区画道路 (8,907m) 歩行者専用道路 (1,624m) 公園：近隣公園 (13,003 m ²) 街区公園 (2 箇所 4,005 m ²) 河川水路：大堀川 (748m) その他水路 (3,339m)								
	事業実施期間	平成 7 年度～令和 6 年度	事業 (補助) 採択	平成 7 年度	工事着手	平成 11 年度	事業完了	令和 6 年度	
	事業費	当初総事業費		4,850	投資実績		4,688		(百万円)
		うち、国庫等支出金・各種負担金(歳入)	交付金等の名称		金額(百万円)				
基本事業費			1,260	238	872				
公共施設管理者負担金			—	—	317				
市助成金・地方特定道路等	—	—	503						
A 事業の効果の発現状況	① 量的効果 (費用便益分析等)	(1) ヘドニック方式費用便益分析 B/C=1.10 公共施設整備により、道路や公園の利便性の向上や宅地の環境の向上が図られた。さらに、土地区画整理事業のコスト縮減により費用便益分析は 1.10 となっている。 (2) 道路の費用便益分析 B/C=1.02 都市計画道路を整備することにより、混雑が解消され、走行経費が改善された。さらに都市計画道路整備費のコスト縮減により、費用便益分析は 1.02 となっている。							
	② 定性的効果	(1) 公共施設の整備改善効果 地区内の阿蔵船明線 (国道 152 号) を中心に船明東線、船明西線により地区内循環道路を構成し段階的で円滑な交通環境が図れた。また、都市計画道路の歩道及び歩行者専用道路の設置により、公園及び小中学校への歩行者ルートを確保し、効率的で安全な公共施設整備となっている。道路の整備密度が 9.13% から 22.95% に向上、歩道設置延長が 1.1 k m から 6.3 k m の 5.7 倍に改善し歩行者の安全性が確保された。							

	②定性的効果	<p>(2) 準用河川大堀川による水防性の向上効果 大堀川の整備によって、水害の抑制効果が発現している。</p> <p>(3) アンケート調査による事業効果の可視化 事業の満足度の質問として「住みやすさ」「買い物・販売の有効性」「道路」「公園」「防災防犯」「子供高齢者に優しい」「自治会コミュニティ」「まちの美観景観」「通勤通学」の9項目に対して「満足・やや満足」が656件。「やや不満・不満」が303件と満足度が2.17倍と上回っている。</p> <p>(4) 宅地利用の促進 整備前の建築戸数61戸に対し整備後（令和6年時点）で211戸が建設され、現在も進行中であり、今後も増加が期待される。</p> <p>(5) 船明字界における人口の推移 保留地処分が行われた時期である平成19年度、工事概成時の平成29年度、換地処分時の令和6年度での人口推移は、1,079人→928人→1,319人と一時的に減少はしたものの、平成19年度比で1.22倍、平成29年度比で1.42倍と増加している。</p> <p>(6) 産業関連による経済波及効果 投資実績の1.51倍の経済波及効果（70.7億円）が見込まれる。</p>
	③その他 特記事項	なし
B 改善措置等の検討	①今後の事後評価の必要性	今後の事後評価の必要性（有・ <input checked="" type="radio"/> 無） 〔 〕
C フイードバック 同種事業への	①同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	なし
懸案事項	なし	
部審査会 対応方針（案）	<p style="text-align: right;">部審査会判定日：令和7年2月26日</p> <p>【理由等記述欄】 事業効果、今後の方針等を確認し審査を行った結果、本事業は適正に執行されたと認める。</p> <p>【 】：部審査会は、必要に応じて、浜松市公共事業評価委員会設置要綱に基づく公共事業評価委員会の開催を求めることができる。（要綱第5条の2）。</p>	